

原子力災害被災中小企業者に対する仮払い補償の実施について

平成23年5月31日

1. 仮払金概要

(1) 仮払い対象： 避難区域等(*)において中小企業者が被った営業損害

(*)「一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域等

(2) 仮払い金額： 粗利額(平成23年3月12日から5月末日までの相当分)の2分の1(上限は250万円)

(*) 粗利額(売上金額から売上原価を控除した金額)は、過去の実績額を基に算出。

(3) 必要書類： ①粗利額を証する書類

②避難区域等において3月12日時点で事業を営んでいたことの証憑 等

(*) ①が提出されない場合でも、営業実態等を証明する書類等の提出があれば、20万円の仮払いが可能

(4) 請求受付： 6月1日から開始

2. 仮払いスキームのイメージ

